

## 令和2年度一般会計補正予算（10月専決）について

### 1 補正の概要及び専決理由

令和2年10月7日に福岡地方裁判所から訴状が送付され、本市に対して処分の取消しを求める訴えの提起がなされたことが判明した。

本件は、本市元職員に対して本市が行った、懲戒免職処分の取消し及び退職手当支給制限処分の取消しを求めるものとの訴えであるが、本件に係る処分は、地方公務員法及び関係条例に基づき適正に実施したものであり、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は令和2年11月6日であり、訴訟代理人（顧問弁護士）と早期に本件に関する契約を締結するに当たり、予算を補正する必要が生じるが、定例市議会が開会しておらず、会議に付す時間的余裕がないことから、専決処分を行った。

### 2 専決処分日 令和2年10月16日

### 3 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

(2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性があるため、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上するもの

事項	期間	限度額
事件番号 令和2年（行ウ）第44号 懲戒免職処分等取消請求事件に係る代理人に要する費用	事件が完結するまでの間	懲戒免職処分等取消請求事件に係る代理人委託契約による額

### 4 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応する予定